

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

ア 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事補及び技師補 2 主事、技師、保育士、教諭、保健師及び栄養士 3 消防士	59	9.4%	主事 技師 保育士 保健師 栄養士 社会福祉士 精神保健福祉士 消防士 主事補 計	22 4 5 1 1 1 1 17 7 59	218	34.8%	主事級
2級	1 高度の知識又は技術を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、教諭、保健師及び栄養士 2 消防副士長及び消防士長	159	25.4%	主事 技師 保育士 保健師 栄養士 臨床心理士 社会福祉士 学芸員 消防士長 消防副士長 計	83 8 28 6 1 1 2 3 17 10 159			
3級	1 主査 2 特に困難な業務を行う消防士長及び消防司令補	146	23.3%	リーダー 主査 主任保育士 計	1 119 26 146	146	23.3%	主査級
4級	1 主幹 2 特に困難な業務を行う消防司令補及び消防司令	61	9.7%	リーダー 主幹 主任専門員 副館長 副園長 指導主事 計	25 29 2 1 3 1 61	61	9.7%	主幹級
5級	1 副参事 2 困難な業務を行う消防司令及び消防司令長	96	15.3%	リーダー 主幹 主任専門員 副参事 調整官 園長 副園長 指導主事 計	57 12 10 1 5 8 2 1 96	96	15.3%	
6級	1 参事 2 困難な業務を行う消防司令長	89	14.2%	課長 次長 室長 企画官 会計管理者 園長 所長 館長 副館長 署長 分署長 技師長 計	40 2 3 26 1 4 5 1 1 1 4 1 89	89	14.2%	課長級
7級	1 副理事 2 特に困難な業務を行う消防司令長	4	0.6%	次長 局長 政策官 計	1 1 2 4	4	0.6%	次長級
8級	1 理事 2 消防監	13	2.1%	部長 局長 消防長 政策官 事業管理部長 計	7 2 1 2 1 13	13	2.1%	部長級
合計		627	100%					

※ 再任用職員、企業職員含む

イ 医療職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医員	5	14.7%	医員	5	6	17.6%	主幹級
				計	5			
2級	1 医長 2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医員	1	2.9%	医長	1			
				計	1	12	35.3%	課長級
		0	0.0%					
				計	0			
3級	1 診療部長、診療副部長及び部長 2 医療技術部長 3 困難な業務を行う医長	12	35.3%	医長	12	16	47.1%	部長級
				計	12			
		16	47.1%	診療部長 診療副部長 医療技術部長 部長	1 1 1 13			
				計	16			
合計		34	100%					

※ 企業職員含む

ウ 医療職給料表(2)

等級	標準的職務内容	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 栄養士・管理栄養士 2 技師 { / 診療放射線技師 / 診療エックス線技師 / 臨床検査技師 / 衛生検査技師 / 臨床工学技士 / 理学療法士 / 作業療法士 / 視能訓練士 / 言語聴覚士 / あん摩マッサージ指圧師 / はり師 / きゅう師 / 柔道整復師	3	2.7%	技師	3	53	47.7%	主事級
				計	3			
2級	1 薬剤師 2 高度の技術又は経験を必要とし、困難な業務を行う栄養士、管理栄養士、技師	50	45.0%	薬剤師 管理栄養士 技師	3 7 40			
				計	50	37	33.3%	主査級
3級	1 困難な業務を行う薬剤師 2 特に高度の技術又は経験を必要とし、困難な業務を行う栄養士、管理栄養士、技師	15	13.5%	薬剤師 技師	3 12			
				計	15			
4級	主任	22	19.8%	主任	22	18	16.2%	主幹級
				計	22			
5級	1 技師長、薬局長 2 総括主任 3 相当の経験に基づき、困難な業務を行う主任	18	16.2%	薬局長 総括主任 主任	1 14 3			
				計	18	3	2.7%	課長級
6級	1 高度の技術又は経験を必要とし、困難な業務を行う技師長、薬局長、総括主任	3	2.7%	技師長	3			
				計	3			
7級	担当の経験を有する薬局長	0	0.0%			0	0.0%	部長級
				計	0			
合計		111	100%					

※ 再任用職員、企業職員含む

エ 医療職給料表(3)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 保健師、助産師、看護師	1	0.3%	准看護師	1			
	2 准看護師			計	1			
2級	1 保健師、助産師、看護師	142	47.3%	助産師	4	143	47.7%	主事級
	2 相当の経験に基づき、困難な業務を行う准看護師			看護師	135			
	3 専任教員			専任教員	3			
				計	142			
3級	1 主任	67	22.3%	主任	61	67	22.3%	主査級
	2 相当の経験に基づき、困難な業務を行う保健師、助産師、看護師、専任教員			看護師	4			
	3 特に高度の経験に基づき、困難な業務を行う准看護師			助産師	2			
				計	67			
4級	1 看護副師長	67	22.3%	看護副師長	26	67	22.3%	主幹級
	2 主任専任教員			主任	35			
	3 相当の経験に基づき、困難な業務を行う主任、専任教員			専任教員	3			
	4 特に高度の経験に基づき、困難な業務を行う看護師			主任専任教員	2			
				看護師	1			
				計	67			
5級	1 副学校長	22	7.3%	看護師長	16	22	7.3%	課長級
	2 看護副部長			看護副部長	3			
	3 看護師長			教務課長	1			
	4 教務課長			副学校長	1			
	5 相当の経験に基づき、困難な業務を行う看護副師長、主任専任教員			主任専任教員	1			
				計	22			
6級	1 看護部長	0	0.0%			1	0.3%	部長級
	2 相当の経験に基づき、困難な業務を行う副学校長			計	0			
7級	1 統括看護部長	1	0.3%	総括看護部長	1			
				計	1			
	合計	300	100%					

※ 再任用職員、企業職員含む

オ 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 技能士補	3	11.1%	主事	1			
	2 業務員、校務員、調理師、応接員			業務員	2			
	3 看護補助員			計	3			
2級	1 技能士	4	14.8%	調理師	1	7	25.9%	主事級
	2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、校務員、調理師、応接員			介護福祉士	3			
	3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う看護補助員			計	4			
3級	1 技能主任	17	63.0%	技能主任	1	17	63.0%	主査級
	2 業務員主任、校務員主任、調理師主任、応接員主任			調理師主任	6			
	3 看護補助主任			看護補助員	1			
	4 介護福祉士主任			介護福祉士主任	4			
	5 特に高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う看護補助員			介護福祉士	5			
	6 特に高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う介護福祉士			計	17			
4級	1 技能主幹	3	11.1%	技能主幹	3	3	11.1%	主幹級
				計	3			
5級	1 極めて高度な技能又は経験を必要とし、責任度が特に重い技能主幹	0	0.0%			0	0.0%	
				計	0			
	合計	27	100%					

※ 再任用職員、企業職員含む

カ 特定任期付職員給料表

号給	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1号	高度の専門的な知識及び経験を有する者がその知識及び経験を活用して業務に従事する場合	0	0%			0	0%	主幹級
				計	0			
2号	高度の専門的な知識及び経験を有する者がその知識及び経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0%			0	0%	
				計	0			
3号	高度の専門的な知識及び経験を有する者がその知識及び経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0%			0	0%	
				計	0			
4号	特に高度の専門的な知識及び経験を有する者がその知識及び経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	2	100%	室長	1	2	100%	課長級
				企画官	1			
				計	2			
5号	特に高度の専門的な知識及び経験を有する者がその知識及び経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0%			0	0%	次長級
				計	0			
6号	極めて高度の専門的な知識及び経験又は優れた識見を有する者がその知識及び経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0%			0	0%	部長級
				計	0			
7号	極めて高度の専門的な知識及び経験又は優れた識見を有する者がその知識及び経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0%			0	0%	
				計	0			
合計		2	100%					